

玉城町公告第35号

令和7年度玉城町中山間地域所得確保推進事業委託業務に係る業者選定を下記のとおり実施する。

令和7年9月24日

玉城町長 辻村 修一

記

令和7年度玉城町中山間地域所得確保推進事業委託業務
企画提案コンペ（プレゼンテーション審査プロポーザル方式）実施要領

1. 目的

本業務は、農林水産省所管の中山間地域所得確保推進事業の一環として、玉城町の基幹産業である米作農業が抱える収益不安定性の課題に対処することを目的とする。具体的には、町の姉妹都市である沖縄県南城市という有望な市場への玉城町産米の新たな販路を構築・拡大し、国内一般市場の価格変動リスクから切り離された高付加価値な販売チャネルを確立することを目指す。

これにより、農業者の所得向上と経営の安定化を図り、農業の魅力向上、担い手確保、ひいては地域全体の持続可能性に貢献する。

2. 概要

- (1) 業務名 令和7年度玉城町中山間地域所得確保推進事業委託業務
- (2) 業務内容 「令和7年度玉城町中山間地域所得確保推進事業委託業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年2月27日まで
- (4) 契約上限額 5,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加の資格

参加者要件は次の要件を満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 玉城町入札参加資格者名簿に登録されていること。国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生

手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

4. 委託業者選定方式

企画提案コンペ方式（プレゼンテーション審査プロポーザル方式）

5. 企画提案資料の提出及び期限等

（1）提出書類

①企画提案書提出届【様式1】

②会社概要書【様式任意：A4版1ページ以内】

③業務実績【様式任意：A4版1ページ以内】

自治体等との連携事業実績（実施年度、事業名）

④業務実施体制【様式任意：A4版1ページ以内】

実施体制及び配置可能な技術者の氏名、所属、経歴、資格を明記すること。この他、円滑に実施するための体制について、特記すべき事項があれば記載すること

⑤企画提案書【様式任意】

業務の具体的内容や実施方法を順序立てて説明する構成とし、業務スケジュール及び実施体制を記載すること。なお、実施体制には、業務主担当者などを明記すること。

⑥見積書【様式2】及び積算明細書【様式任意】（原本を1部提出）

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を控除した額を見積書に記載すること。

※見積書は、封筒に入れ、割印をすること。

（2）提出期限 令和7年10月17日（金）正午まで（必着）

（3）提出部数 8部（原本1部、副本7部）

（4）提出方法 原則郵送とする（書留郵便での送付が好ましい）。

6. 審査方法・評価基準

（1）審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を下記評価基準のとおり審査し決定する。

(2) 審査項目・評価基準

<審査項目>

審査項目	全体に占める割合	評価事項
業務実績	5 / 100	別紙1 参照
業務実施体制に関する提案	10 / 100	別紙1 参照
業務理解	10 / 100	別紙1 参照
仕様書「5. 業務内容」に記載された項目に関する提案	50 / 100	別紙1 参照
業務実施計画	10 / 100	別紙1 参照
その他	10 / 100	別紙1 参照
見積金額	5 / 100	別紙1 参照

(3) 審査日

令和7年10月22日（水）

※場所・時間は別途お知らせします。

※1事業者30分以内（説明15分、質疑15分※応募事業者数により変更あり）

(4) 審査結果

審査結果は、令和7年10月29日（水）午後5時までに町ホームページで公表予定（決定された契約予定者へ連絡）

(5) 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。

なお、当該契約予定者が辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契約予定者として選定する。

(6) その他

審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

7. 質問及び回答

(1) 受付期間 公告日から令和7年10月3日（金）正午まで（必着）

(2) 受付方法 質問書【様式3】をメール又はFAXで受け付ける。なお、回答日までに回答がない場合は担当まで連絡すること。

(3) 回答方法 質問のあった日から2営業日までに、町ホームページにおいて回答する。

(4) 回答日 随時、最終回答日は令和7年10月8日（水）

(5) 回答の取扱い 回答は仕様書に準ずるものとする。

8. 参加申込書の提出期限

(1) 提出書類

令和 7 年度玉城町中山間地域所得確保推進事業委託業務企画提案コンペ参加申込書【様式 4】

(2) 提出期限 令和 7 年 1 0 月 1 0 日 (金) 正午まで (必着)

(3) 提出方法

原則郵送とする。

(4) 受理の確認

参加申込書の提出後は、提出期限までに電話にて担当課に受理の確認を行うこと。

9. 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合。

(5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

10. 留意事項

(1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された提案資料については、返還しない。

(4) 提出された提案資料については、玉城町情報公開条例（平成 11 年玉城町条例第 17 号）に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので当該部分を明記すること。

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、玉城町個人情報保護法施工規則（令和 5 年玉城町規則第 18 号）を遵守すること。

(6) その他必要な事項は、玉城町会計規則の規定によるものとする。

(7) 成果物の著作権の全部（著作権法第 27 条及び第 28 条規定の権利を含む）は、玉城町に帰属するものとする。

11. 連絡及び提出先

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114 番地 2

玉城町役場 産業振興課 担当：里中、江島、多田

電話番号：0596-58-8204 F A X：0596-58-4494

E-mail : nousyou-t@town.tamaki.lg.jp

(別紙1)

令和7年度玉城町中山間地域所得確保推進事業業務に係る業者選考審査基準及び配点

審査項目	評価事項	配点	評価点の掛け率				
			A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
業務実績	自治体等との連携事業実績（実施年度、事業名）	5点	5件以上	4件	3件	2件	1件
業務実施体制	業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
業務理解	本事業の背景・目的を理解した提案になっているか。玉城町の現状、将来を見据え、考えられた提案になっているか。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
仕様書 「5.業務の内容」に記載された項目に関する提案	【(1) 沖縄県南城市等において、玉城町産米の販売ハブ拠点となる事業所の確立とマーケット調査の実施】 市場ニーズを把握できる提案となっているか。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	【(2) 玉城町内において、玉城町産米を南城市等へ販売するための販売ハブ拠点となる事務所の確立と玉城町産米の生産者動向調査支援】 実現可能な提案となっているか。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	【(3) 物流コストの調査】 実情を踏まえた効果的な提案となっているか。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	【(4) 沖縄県南城市等において玉城町産米の販路調査を行う】 具体的かつ現実的な提案となっているか。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分

	【（５）生産・販売戦略の検討報告書の作成・所得確保計画の策定及び実践をする】 実現可能な提案となっているか。	10 点	極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
業務実施 計画	業務工程が具体的かつ実現可能なものかなど。	10 点	極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
その他	仕様書に記載された事項に加えて実施できる提案や他社に対して優位であると思われる点など。	10 点	極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
見積 金額	右の通り	5 点	見積金額満点（10点）×提案された最低額/提案額 （小数点以下は切り捨て）				
合計（１００点満点） 点							

【様式 1】

企画提案書提出届

玉城町長宛

令和 7 年度玉城町中山間地域所得確保推進事業企画提案コンペ（プレゼンテーション審査プロポーザル方式）について、別紙のとおり企画提案書を提出します。

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

氏名		所属・ 役職等			
住所					
電話		FAX		E-mail	

【様式 2】

見 積 書（業務関係用）	
見 積 価 格	¥
施行（履行）場所	度会郡 玉城町 地内
委 託 （ 業 務 ） 名	令和7年度玉城町中山間地域所得確保推進事業業務
入 札 保 証 金	
上記金額で玉城町会計規則（平成9年玉城町規則第10号）及び指示のあった条件によって請負したいから見積します。 なお、上記金額に100分の110を乗じた額（1円未満の端数は切り捨てる。）が契約希望金額です。 年 月 日 見積者 住 所 氏 名 印 玉 城 町 長 宛	

【様式 3】

質 問 書

年 月 日

玉城町長 宛

所 在 地

商号又は名称

担 当 者 氏 名

印

電 話

F A X

E-mail

令和 7 年度玉城町中山間地域所得確保推進事業に係る企画提案コンペ（プレゼンテーション
審査プロポーザル方式）について、下記のとおり質問します。

記

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

注 質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

送付先：玉城町役場産業振興課 〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

電話 0596-58-8204 F A X 0596-58-4494

【様式4】

令和7年度玉城町中山間地域所得確保推進事業
企画提案コンペ（プレゼンテーション審査プロポーザル方式）参加申込書

年 月 日

玉城町長 宛

私は、令和7年 月 日付で公開された下記の案件に参加したいので、申し込みます。
なお、この申込書の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

記

1. 案件名称 令和7年度玉城町中山間地域所得確保推進事業
2. 誓約事項
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ②玉城町入札参加資格者名簿に登録されていること。国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者。
 - ③手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
3. 申込書の記載に関する連絡先

名 称：
担当者名：
電話番号：
FAX 番号：
E-mail：

※申込書に記載の個人情報に関しては、落札資格確認のために利用する以外に使用しません。
※本書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局あてに連絡してください。

令和7年10月17日（金）正午 必着